

「医療法等の一部改正に伴う日臨技の対処方針」

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 滝野寿

臨床検査は、的確な診断や治療効果の情報を把握するために欠かせない。その品質の確保は国民にとって非常に重要である。臨床検査における品質管理は、日常的に検査室施設内で実施する内部精度管理と、自主的に参加する外部精度管理調査によって管理される。改善・是正を繰り返しながら保持される。昨年6月「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、医療機関等に「検体検査の精度管理」が創設された。この施行規則において、医療機関にも「検査の精度の確保に関する責任者」の設置と、標準作業書、作業日誌並びに管理台帳の常備が義務付けられた。

当会としては当面、精度管理責任者等を対象とした講習会をeラーニングで開催し、標準作業書をはじめ文書類については、その「雛形」をHP上に提示する。なお、雛形に関する詳細についてはeラーニングのコンテンツの中で説明をおこなう。